

# 景観法及び柳井市景観条例に基づく 届出の手引

## ●はじめに

柳井市は、市民及び事業者との協働による景観づくりを推進するため、景観条例を制定するとともに、景観法に基づく景観計画を策定しています。

景観条例では、各々が担う責務等を規定し、景観計画では対象地区、区域ごとに景観形成方針及び基準等を明記し、きめ細やかな景観誘導に係る内容が定められています。今ある柳井らしさを大切に守り、価値や魅力をみんなで育てていくため、皆様のご協力をお願いします。

この手引は、景観法や柳井市景観条例に基づく届出手続についてとりまとめているので、景観計画の参考図書として、計画立案や設計、施工の際に活用していただければ幸いです。

## <目次>

1	景観計画区域	1
2	届出等が必要な行為	2
3	届出等の手順	6
4	届出及び問い合わせ先	12
参考	景観形成基準	13

# 柳井市



# 1 景観計画区域

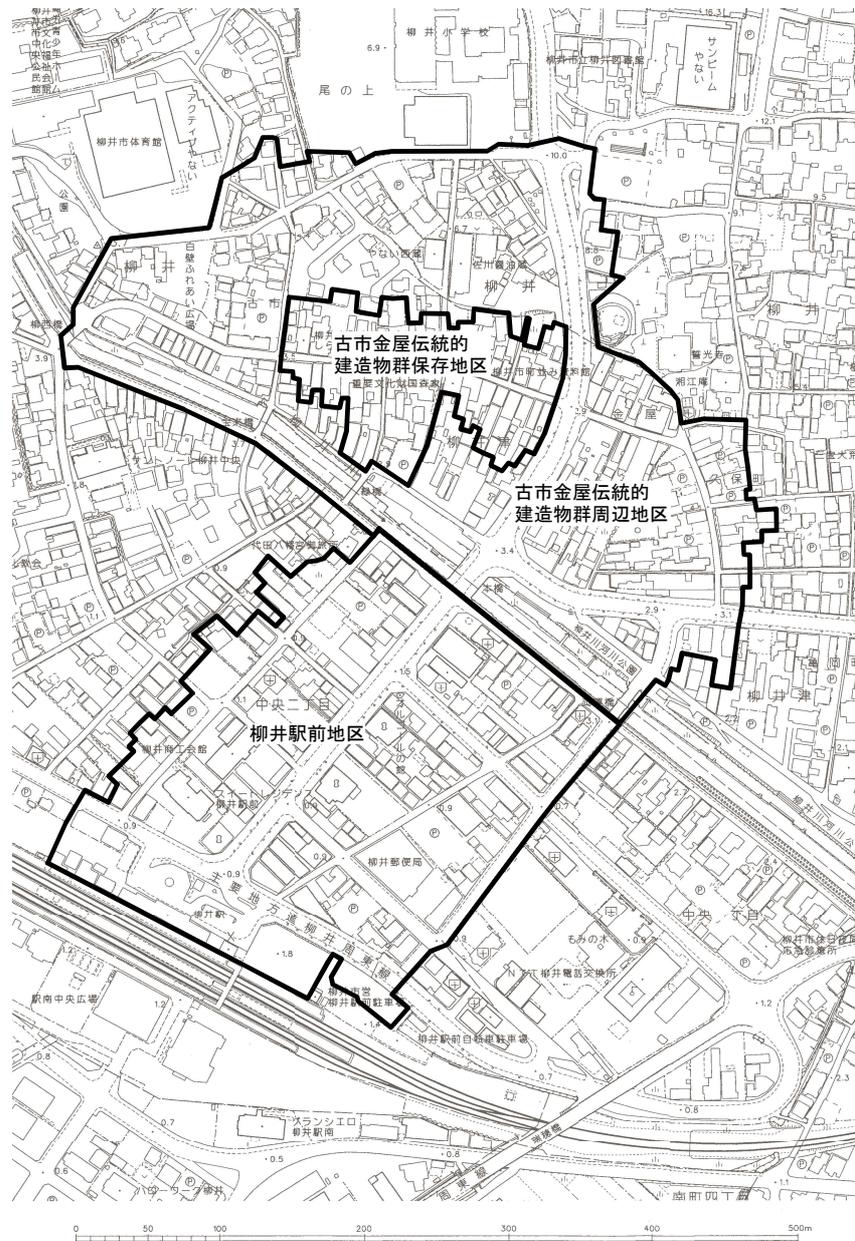
届出の対象区域は、市内全域です。

届出の対象となる行為は、「一般景観計画区域」と「重点景観計画区域」で異なりますので、まず、行為をする場所がどちらの区域に位置するか確認してください。

「重点景観計画区域」は「古市金屋伝統的建造物群保存地区」、「古市金屋伝統的建造物群周辺地区」、「柳井駅前地区」の3地区から構成されています。

「一般景観計画区域」は、「重点景観計画区域」以外の市全域です。

## 【重点景観計画区域の範囲】



※この図面は、重点景観計画区域の位置、範囲の概略を示したものです。詳細な境界線の位置などについては、必ず窓口で確認してください。

## 2 届出等が必要な行為

### (1) 届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。(景観法第16条)  
該当する場合は、6ページの「届出等の手順」を参考に、必ず届出を行ってください。

行為の種類	区域の区分	対象となる行為
建築物の新築等 ・新築 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替 ・色彩の変更 <sup>※1</sup>	一般景観計画区域 (重点景観計画区域 以外の市全域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下のいずれかに該当するもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが13mを超えるもの</li> <li>・地上階数が3以上のもの</li> <li>・延床面積が500㎡を超えるもの</li> </ul> </li> <li>●増築、改築により上記規模に達する建築物                (外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更は、上記規模を超える建築物で、変更面積が外観の過半となるもの)</li> </ul>
	重点景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記以外でも、以下に該当する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁にけばけばしい色彩(マンセル色票においてR(赤)、YR(だいだい)、Y(黄)系の色相で彩度5以上のもの、その他の色相で彩度3以上のもの)を使用するもの(5ページ参照)</li> <li>・外観にイルミネーション、派手な飾り、絵等の装飾を恒常的に施すもの</li> </ul> </li> </ul>
工作物 <sup>※2</sup> の建設等 ・新設 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替 ・色彩の変更 <sup>※1</sup>	一般景観計画区域 (重点景観計画区域 以外の市全域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●擁壁類で高さが2mを超え、かつ、見付面積が20㎡を超えるもの</li> <li>●電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物は、地盤面からの高さが20mを超えるもの<sup>※3</sup></li> <li>●その他の工作物で高さ13mを超えるもの<sup>※3</sup></li> <li>●増築、改築により上記規模に達する工作物                (外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更は、上記規模を超える工作物で、変更面積が外観の過半となるもの)</li> </ul>
	重点景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての工作物の当該行為                ただし、外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、当該の変更に係る部分の面積が10㎡以下のものは除く。</li> </ul>

行為の種類	区域の区分	対象となる行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為（主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）</li> <li>・土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</li> <li>・水面の埋立て又は干拓</li> <li>・木竹の伐採</li> </ul>	一般景観計画区域 （重点景観計画区域以外の市全域）	●1,000㎡以上の当該行為
	重点景観計画区域	●すべての当該行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</li> </ul>	一般景観計画区域 （重点景観計画区域以外の市全域）	●500㎡以上の当該行為
	重点景観計画区域	●すべての当該行為

※1 「色彩の変更」とは、行為（例えば外壁の塗り替え）の直前の外観（色彩）と行為後の外観（色彩）が異なることを指します。したがって、建築当初に外壁塗装に使用したのと全く同じ色の塗料を使用して塗り替える場合も届出対象となります。

通常、塗り替えをするということは、塗り替え直前の外観（色彩）を元々の外観（色彩）に戻す、もしくは全く外観（色彩）を変えるのが目的になるので、同じ色の塗料、異なる色の塗料を用いる場合のいずれも色彩の変更にあたり、届出対象となるものです。

※2 届出等の対象となる工作物とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物並びに屋外広告物及びこれを掲出する物件以外のもので、次に掲げるものとします。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突、排気塔その他これらに類するもの</li> <li>・電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの</li> <li>・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの</li> <li>・彫像、記念碑その他これらに類するもの</li> <li>・鉄柱、木柱、アンテナ（家庭用テレビのアンテナを除く。）、鉄筋コンクリートの柱その他これらに類するもの</li> <li>・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物</li> <li>・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する施設</li> <li>・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造設備</li> <li>・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</li> <li>・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設</li> <li>・塀、門、柵、垣（生垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの</li> <li>・自動販売機</li> <li>・標識、アーチ、アーケードその他これらに類するもの</li> <li>・街灯、照明灯その他これらに類するもの</li> <li>・その他、市長が指定し、告示したもの</li> </ul>
--

※3 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さとしてします。

(2) 届出等の対象外となる行為

(1) に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは、届出等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為

行 為	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第2号
木竹の伐採で、次に掲げるもの ①除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの ②枯損したもの又は危険なもの ③自家の生活の用に充てるために必要なもの ④仮植したもの ⑤測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの	政令第8条第3号
農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの ①建築物の建築等 ②高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等 ③用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く） ④土地の開墾 ⑤森林の皆伐 ⑥水面の埋立て又は干拓	政令第8条第4号ハ

※法：景観法 政令：景観法施行令

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	許可等	根拠条項※
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可 (第43条第1項) 重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出 (第81条第1項) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第125条第1項) 関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知 (第167条第1項第6号) 関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意 (第168条第1項)	政令第10条第3号
柳井市伝統的建造物群保存地区保存条例	伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の許可 (第4条) 伝統的建造物群保存地区内における国の機関等が行う現状変更行為の協議 (第6条) 伝統的建造物群保存地区内における行為の通知 (第7条)	条例第12条第2項第3号
山口県屋外広告物条例	条例の規定に適合する屋外広告物の表示等	政令第10条第4号

※政令：景観法施行令 条例：柳井市景観条例

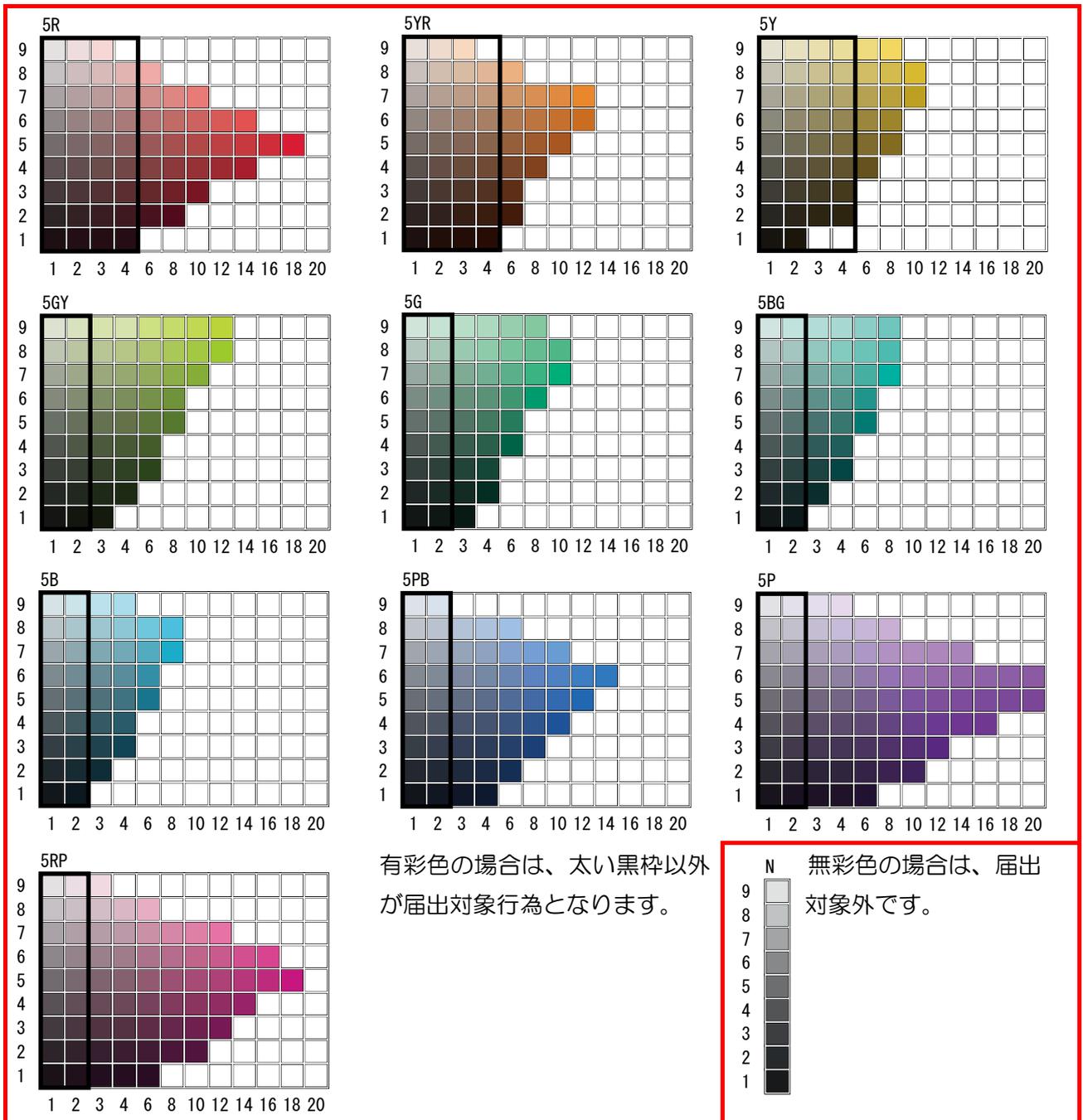
3) 次に掲げる行為

- ①非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- ②法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第8条第4号イ）
- ③その他景観法第16条第7項に掲げる行為

【けばけばしい色彩について】

本計画では、日本工業規格（JIS）で採用されているマンセル表色系を色彩表示に用いています。

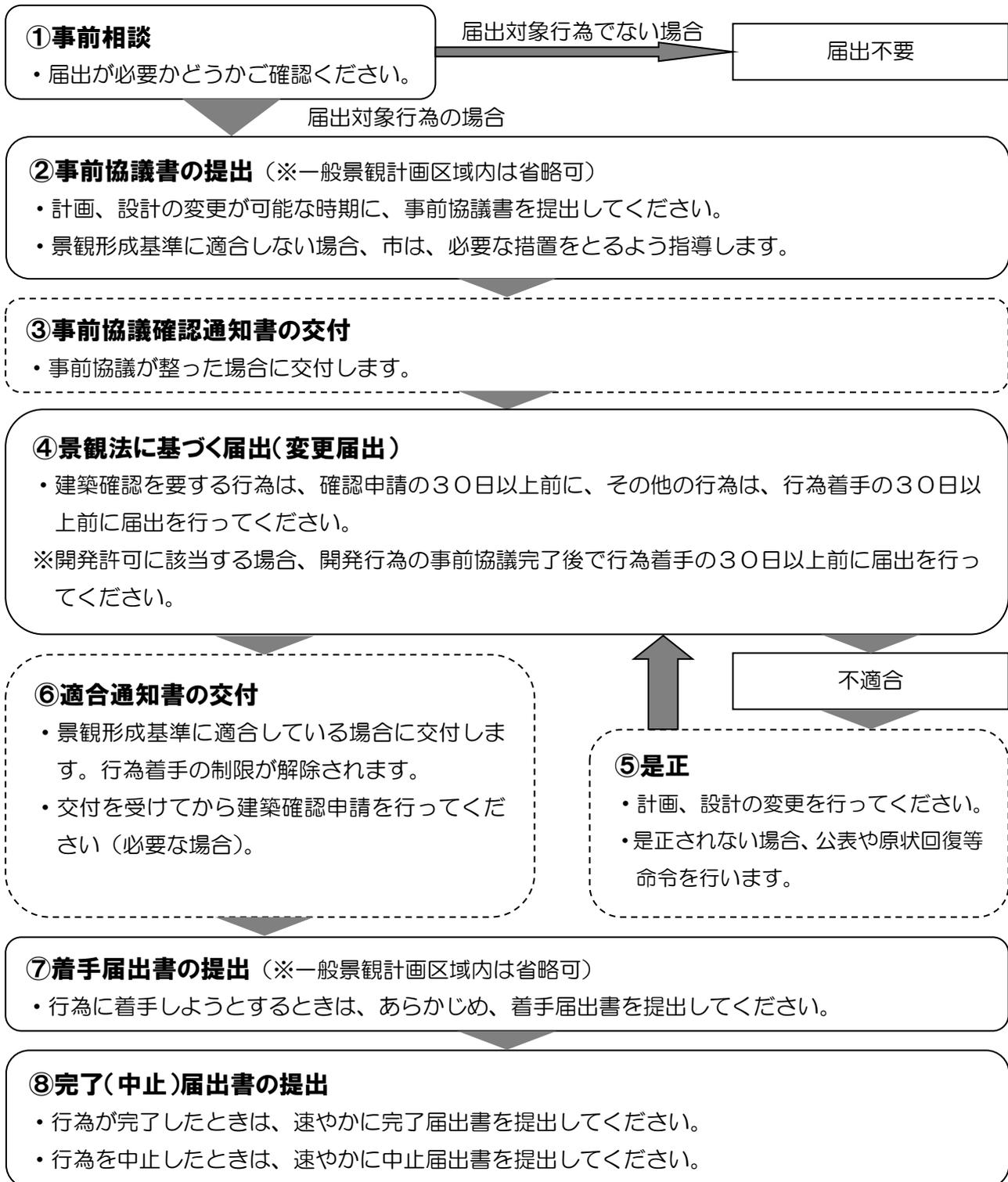
一般景観計画区域において、大規模建築物以外で届出対象となる「けばけばしい色彩」（2ページ記載）とは、次の図のとおりです。



※色彩基準の参考図として示しております。有彩色については、各色相の代表色相である5をとりあげており、縦軸が明度、横軸が彩度を示しています。なお、実際の色は色票により確認してください。

### 3 届出等の手順

【届出等の手順】



## ①事前相談

- 計画、設計に際し、「届出対象行為に該当するか」「どのような制限を受けるか」など、不明な点がありましたら、事前に相談してください。

※届出対象行為に該当しない場合

- 届出対象行為に該当しない場合であっても、柳井市景観条例第9条の規定に基づき、景観的な配慮を行ってください。

＜柳井市景観条例（抜粋）＞

（景観計画の適合）

第9条 景観計画区域内において建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させなければならない。

- 特に、長期優良住宅の認定を受けようとする場合、届出対象行為でない建築物であっても、景観計画に適合しなければ認定されません。県住宅課宛に申請される際の添付書類として「第3号様式別紙1」をご利用ください。

## ②事前協議書の提出

- 届出対象行為に該当する場合は、下記の図書を「第6号様式 柳井市景観計画区域内行為事前協議書」に添付してください。一般景観計画区域においては提出を省略することができます。
- 計画、設計の変更を指導する場合がありますので、計画、設計の変更可能な時期に、事前協議書を提出してください。
- マンセル値が不明な場合は、市にご相談ください。

【事前協議書に添付する図書】

行為の種類	添付する図書	
	図書の種類	備考
建築物の建築等	付近見取図 (縮尺2, 500分の1以上)	敷地の位置、敷地周辺の状況、方位及び施工箇所を表示すること。
	写真	敷地及び敷地周辺の状況を示すカラー写真であること。
	配置図 (縮尺100分の1以上)	敷地内における建築物の位置、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに既存樹木(地上高1mでの幹周り約30cm以上のもの)及び植樹する木の位置を表示すること。
	4面着色立面図 (縮尺50分の1以上)	外観部材の種類、仕上げ方法及び色彩(4面)を表示すること。
	平面図 (縮尺100分の1以上)	建築物の間取り、開口部の位置及び大きさを表示すること。 行為変更の場合は、対照平面図とする。
	第3号様式別紙1	
	景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト (19~22、24ページに掲載)	行為をする場所に応じ、「その1~その4」のいずれかを提出すること。 一般景観計画区域については、「その6」も併せて提出すること。
その他	その他必要に応じ、市長が求める図書を添付すること。	

行為の種類	添付する図書	
	図書の種類	備考
工作物の建設等	付近見取図 (縮尺2, 500分の1以上)	・敷地の位置、敷地周辺の状況、方位及び施工箇所を表示すること。
	写真	・敷地及び敷地周辺の状況を示すカラー写真であること。
	配置図 (縮尺100分の1以上)	・敷地内における工作物の位置、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに既存樹木(地上高1mでの幹周り約30cm以上のもの)及び植樹する木の位置を表示すること。
	4面着色立面図 (縮尺50分の1以上)	・工作物の構造、部材の種類、仕上げ方法及び色彩(4面)を表示すること。
	平面図 (縮尺100分の1以上)	・工作物の間取り及び平面形状を表示すること。 ・行為変更の場合は、対照平面図とする。
	第3号様式別紙2	
	景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト (19~22、24ページに掲載)	・行為をする場所に依り、「その1~その4」のいずれかを提出すること。 ・一般景観計画区域については、「その6」も併せて提出すること。
	その他	・その他必要に依り、市長が求める図書を添付すること。
開発行為	付近見取図 (縮尺2, 500分の1以上)	・行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況、方位、施工箇所等を表示すること。
	写真	・行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示すカラー写真であること。
	設計説明書	・設計の方針等を記載したもの。
	現況平面図 (縮尺1000分の1以上)	・方位、行為を行う土地の境界線、等高線、植生の概要及び行為地を含む周辺の地形の現況を表示すること。
	土地利用計画図 (縮尺500分の1以上)	・方位、行為を行う土地の境界線、既存樹木及び植樹木の位置、樹種及び大きさ並びに行為後の土地利用計画を表示すること。
	現況断面図 (縮尺500分の1以上)	・行為を行う土地の縦断面、横断面及びのり面の状況を表示すること。
	計画断面図 (縮尺500分の1以上)	・行為を行う土地の計画縦断面及び計画横断面の状況並びにのり面の措置を表示すること。
	第3号様式別紙3	
	景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト (23~24ページに掲載)	・「その5」を提出すること。 ・一般景観計画区域については、「その6」も併せて提出すること。
	その他	・その他必要に依り、市長が求める図書を添付すること。

行為の種類	添付する図書	
	図書の種類	備考
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	付近見取図 (縮尺2, 500分の1以上)	・行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況、方位、施工箇所等を表示すること。
	写真	・行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示すカラー写真であること。
	現況平面図 (縮尺500分の1以上)	・方位、行為を行う土地の境界線、等高線、植生の概要及び行為地を含む周辺の地形の現況を表示すること。
	計画平面図 (縮尺500分の1以上)	・方位、行為を行う土地の境界線、行為の位置又は区域、既存樹木及び植樹木の位置並びに行為後の土地利用計画を表示すること。
	現況断面図 (縮尺500分の1以上)	・行為を行う土地の縦断面、横断面及びのり面の状況を表示すること。
	計画断面図 (縮尺500分の1以上)	・行為を行う土地の計画縦断面及び計画横断面の状況並びにのり面の措置を表示すること。
	第3号様式別紙4	
	景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト (23～24ページに掲載)	・「その5」を提出すること。 ・一般景観計画区域については、「その6」も併せて提出すること。
その他	・その他必要に応じ、市長が求める図書を添付すること。	
水面の埋立て又は干拓	付近見取図 (縮尺2, 500分の1以上)	・行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況、方位、施工箇所等を表示すること。
	写真	・行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示すカラー写真であること。
	現況平面図 (縮尺500分の1以上)	・方位、行為を行う土地の境界線、等高線、植生の概要及び行為地を含む周辺の地形の現況を表示すること。
	計画平面図 (縮尺500分の1以上)	・方位、行為を行う土地の境界線、行為の位置又は区域、既存樹木及び植樹木の位置並びに行為後の土地利用計画を表示すること。
	現況断面図 (縮尺500分の1以上)	・行為を行う土地の縦断面、横断面及びのり面の状況を表示すること。
	計画断面図 (縮尺500分の1以上)	・行為を行う土地の計画縦断面及び計画横断面の状況並びにのり面の措置を表示すること。
	第3号様式別紙5	
	景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト (23～24ページに掲載)	・「その5」を提出すること。 ・一般景観計画区域については、「その6」も併せて提出すること。
その他	・その他必要に応じ、市長が求める図書を添付すること。	

行為の種類	添付する図書	
	図書の種類	備考
木竹の伐採	付近見取図 (縮尺2, 500分の1以上)	・行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況、方位、施工箇所等を表示すること。
	写真	・行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示すカラー写真であること。
	現況平面図 (縮尺500分の1以上)	・方位、行為を行う土地の境界線、等高線、既存樹木の位置、樹種及び大きさ並びに行為地を含む周辺の地形の現況を表示すること。
	計画平面図 (縮尺500分の1以上)	・方位、行為を行う土地の境界線、伐採木又は伐採竹の位置又は区域及び行為後の土地の利用計画を表示すること。
	第3号様式別紙6	
	景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト (23～24ページに掲載)	・「その5」を提出すること。 ・一般景観計画区域については、「その6」も併せて提出すること。
	その他	・その他必要に応じ、市長が求める図書を添付すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	付近見取図 (縮尺2, 500分の1以上)	・行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況、方位、施工箇所等を表示すること。
	写真	・行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示すカラー写真であること。
	現況平面図 (縮尺500分の1以上)	・方位、行為を行う土地の境界線、等高線、植生の概要及び行為地を含む周辺の地形の現況を表示すること。
	計画平面図 (縮尺500分の1以上)	・方位、行為を行う土地の境界線、行為の位置又は区域、既存樹木及び植樹木の位置並びに行為後の土地利用計画を表示すること。
	現況断面図 (縮尺500分の1以上)	・行為を行う土地の縦断面、横断面及びのり面の状況を表示すること。
	計画断面図 500分の1以上	・行為を行う土地の計画縦断面及び計画横断面の状況並びにのり面の措置を表示すること。
	第3号様式別紙7	
	景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト (23～24ページに掲載)	・「その5」を提出すること。 ・一般景観計画区域については、「その6」も併せて提出すること。
	その他	・その他必要に応じ、市長が求める図書を添付すること。

### ③事前協議確認通知書の交付

- ・事前協議が整い、柳井市景観計画に適合すると認めるときは、「柳井市景観計画区域内行為事前協議確認通知書」を交付します。
- ・事前協議確認通知書の交付を受けてから「④景観法に基づく届出(変更届出)」を行ってください。

#### ④景観法に基づく届出(変更届出)

- 建築確認を要する行為は、確認申請の30日以上前に、その他の行為は、行為着手の30日以上前に「第3号様式 柳井市景観計画区域内行為届出書」を提出してください。
- 事前協議確認通知書の交付を受けた後、計画・設計変更を行っていない場合は、届出書に事前協議確認通知書を添付することで、その他設計図等の添付を省略することができます。
- 事前協議確認通知書の交付を受けた後、計画・設計変更を行った場合は、計画・設計変更に係る図書を添付してください。

※事前協議確認通知書の交付を受けた後、計画・設計変更を行ったにも関わらず、必要な図書を提出しない場合、景観法第103条第1項の規定（虚偽の届出をした場合）により罰せられることがありますので、注意してください。

- 「第3号様式 柳井市景観計画区域内行為届出書」による届出を行った後、計画・設計を変更する場合は、「第4号様式 柳井市景観計画区域内行為変更届出書」を提出して、再度事前協議を行ってください。変更の届出は、計画・設計変更に係る図書を添付してください。
- 国の機関及び地方公共団体が行う行為については、景観法第16条第5項の規定に基づき柳井市長に通知する必要があります。この場合、「第5号様式 柳井市景観計画区域内行為通知書」を提出してください。通知の手続は、届出の場合と同じです。

#### ⑤是正

- 審査の結果、届出の内容が景観計画に適合しない場合は、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告、命令することとなります。
- 景観計画に適合するよう計画・設計変更を行ってください。
- 是正されない場合、景観法及び柳井市景観条例に基づき、公表や原状回復等命令を行う場合があります。

#### ⑥適合通知書の交付

- 審査の結果、届出の内容が景観計画に適合すると認められたときは、「柳井市景観計画区域内行為適合通知書」を交付します。
- 事前協議や届出の審査過程で、建築物などの意匠や配置に変更が生じる可能性があるため、「柳井市景観計画区域内行為適合通知書」の交付を受けてから建築確認申請を行ってください。

#### ⑦着手届出書の提出

- 「柳井市景観計画区域内行為適合通知書」の交付を受けると、行為に着手できます。
- 行為に着手しようとするときは、あらかじめ、「第10号様式 柳井市景観計画区域内行為着手届出書」を提出してください。一般景観計画区域においては提出を省略することができます。

※景観法第18条の規定により、市長が「第3号様式 柳井市景観計画区域内行為届出書」又は「第4号様式 柳井市景観計画区域内行為変更届出書」を受理した日から30日を経過した後でなければ、行為に着手することはできません（場合によって、90日まで延長することがあります。）。ただし、市長が「柳井市景観計画区域内行為適合通知書」を交付した場合は、30日を経過せずに、通知を受けた日から行為に着手することができます。

## ⑧完了(中止)届出書の提出

- ・行為が完了(中止)したときは、速やかに「第11号様式 柳井市景観計画区域内行為完了(中止)届出書」を提出してください。

## 4 届出及び問い合わせ先

景観法及び柳井市景観条例に基づく届出などの提出、その他ご不明の点等については、下記の担当課までお問い合わせください。

事前相談	建設部 建築住宅課	〒742-8714
事前協議書		山口県柳井市南町一丁目10番2号
景観計画区域内行為届出書(変更を含む)		電話 0820-22-2111(代)
その他景観条例、景観計画に関すること		FAX 0820-23-5699
開発行為に関すること		ホームページ <a href="http://www.city-yanai.jp/">http://www.city-yanai.jp/</a>
屋外広告物に関すること		E-mail <a href="mailto:kenchikujutaku@city-yanai.jp">kenchikujutaku@city-yanai.jp</a>

## 参考 景観形成基準

### 【景観形成基準（一般景観計画区域）】

区分	項目	景観形成基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	規模及び位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりすることのないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> <li>• 壁面の位置の連続性など、隣接する建築物及び工作物や周辺景観との調和を図る。</li> <li>• 優れた眺望を有する視点場の周囲では、対象となる景観資源への眺望を妨げないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> </ul>
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 山並みや瀬戸内海、田園など自然風景、歴史文化を尊重し、全体的に統一感があり、落ち着いてまとまりのある形態・意匠とする。</li> <li>• 高さは周辺のまちなみと突出せず、背景となる山並みを遮らないよう配慮する。</li> <li>• 優れた眺望を有する視点場の周囲では、視点場からの見え方に配慮するとともに、対象となる景観資源への眺望を妨げない形態・意匠となるよう配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基調となる色は彩度の低いものを基本とし、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられない程度の、ワンポイントの使用とする。</li> <li>• 優れた眺望を有する視点場の周囲では、対象となる景観資源と調和した色彩を基調とする。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 山並みや瀬戸内海、田園など自然風景、歴史文化を尊重し、全体的に統一感があり、落ち着いてまとまりのある素材とする。</li> <li>• 周囲の生活環境に配慮し、光沢のある素材はなるべく使わない。</li> </ul>
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 適正な維持管理が可能な範囲で、できるだけ多くの緑を確保する。</li> <li>• 植栽は、周囲の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 周辺住民や生活環境への影響を配慮し、閃光を発生するものなど過度の明るさや色彩の照明を用いない。</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行為後の地形が、周辺の地形と著しく不調和とならないよう、行為前の地形をいかした構造及び形態とする。</li> <li>• 圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないよう、形態や配置を工夫する。</li> <li>• 道路や敷地の形状を工夫し、ゆとりある空間の創出を図る。</li> <li>• 壁面や前面への植栽等、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>• 景観を阻害しないよう、電柱類の設置や架線に配慮する。</li> </ul>	
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 跡地が道路等の公共の場から目立たないよう、周囲の自然植生と調和した緑化措置を講じる。</li> </ul>	
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 潤いある自然景観をもたらす自然の水面は、できる限り保全・活用するよう努める。</li> <li>• 護岸等が生じる場合は素材、形態、配置、植栽等の工夫により周囲の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 伐採跡地ができる限り道路等の公共の場から目立たないよう、道路の間に樹林を残すなどの工夫をする。</li> <li>• 伐採の面積は必要最小限とし、伐採後は植林に努める。</li> <li>• 地域を特色づけている樹木、生け垣等は伐採しない。伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路等の公共の場から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。</li> </ul>	

【地区別景観形成基準】

景観計画の「地区別の景観形成方針」に基づき、次のとおり対象となる行為の基準を別に設けています。行為地が以下の地区に該当する場合は、以下の景観形成基準が加わります。

地区	景観形成基準
柳井川沿い	・柳井川及び柳井川河川公園と調和した意匠・形態、色彩とする。
南 町	・柳井広域都市圏の中心地としてふさわしい建築物、工作物の形態・意匠とする。
琴石山、 三ヶ嶽周辺	・琴石山、三ヶ嶽を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
柳井港周辺	・海の玄関口にふさわしい形態・意匠、色彩とする。
茶臼山古墳 周 辺	・良好な眺望景観の保全のため、茶臼山古墳から見える建築物、工作物においては、周辺と調和した形態・意匠、色彩とする。
日積地区	・蔵のある景観をいかした形態・意匠、色彩とする。
伊陸地区	・氷室岳を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
氷室亀山神 社参道沿い	・伊陸天神祭の行われる参道としてふさわしい形態・意匠、色彩とする。
新庄地区	・柳井ウェルネスパーク及びやまぐちフラワーランドから見える建築物、工作物においては、周辺と調和した形態・意匠、色彩とする。
余田公民館 周 辺	・余田公民館を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
賀茂神社 周 辺	・賀茂神社を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
阿月集落	・阿月神明祭の行われる場所としてふさわしい形態・意匠、色彩とする。 ・明治維新の雰囲気を継承した形態・意匠とする。
相の浦集落、 池の浦集落、 平郡東集落、 平郡西集落	・敷地内に地域を特徴づける石垣等がある場合は、これを保全・活用したものとする。 ・瀬戸内海の眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
大嶽周辺	・大嶽を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
大畠・石神	・旧道沿いに点在する歴史的建造物及び周辺では、防災面に配慮しつつ、その雰囲気を継承した形態・意匠とする。
大畠瀬戸	・大畠瀬戸を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
月性関連 施設周辺	・明治維新の雰囲気を継承した形態・意匠とする。

【景観形成基準（古市金屋伝統的建造物群保存地区）】

区分	項目	景観形成基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	規模及び位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面の位置の連続性など、隣接する建築物及び工作物や周辺景観との調和を図る。</li> <li>建築設備等は、道路等公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲の景観との調和を図る。</li> </ul>
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の構造は2階建とする。</li> <li>道路に面する1階の軒先については、付近の伝統的建造物に倣い、調和のとれたものとする。</li> <li>格子又は矢来<sup>やらい</sup>の設置がふさわしい場合は、できるだけ設けるものとする。</li> <li>門を設ける場合は、小屋根を持ったもので、その開口部を木製両開き戸若しくは引き戸とする。</li> <li>工作物は、原則として伝統的な様式に倣い、調和のとれたものとする。</li> <li>敷地割は、できる限り変更しない。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは12m以下とし、周辺の建物から突出しない高さとする。ただし、伝統的建造物群保存地区内の保存物件は適用除外とする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶、黒、白系を用い、伝統的建造物群保存地区にふさわしい落ち着いたものとする。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は日本瓦（黒色系）又はこれに類するものとする。</li> <li>外壁は白しっくい塗り又はこれに類するものとする。</li> <li>建具については、道路に面する部分又は望見できる部分は、木製あるいは黒褐色か黒のカラーサッシ又はこれに類するものとする。</li> </ul>
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な維持管理が可能な範囲で、できるだけ多くの緑を確保する。</li> <li>植栽は、周辺の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。</li> <li>歴史的建造物の周辺にある屋外駐車場は、植栽等による修景措置を講じる等、歴史的景観や町並みの連続性に配慮する。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺住民や生活環境への影響を配慮し、<sup>せんこう</sup>閃光を発するものなど過度の明るさや色彩の照明を用いない。</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為後の地形が、周辺の地形と著しく不調和とならないよう、行為前の地形をいかした構造及び形態とする。</li> <li>圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないよう、形態や配置を工夫する。</li> <li>道路や敷地の形状を工夫し、ゆとりある空間の創出を図る。</li> <li>壁面や前面への植栽等、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>景観を阻害しないよう、電柱類の設置や架線に配慮する。</li> </ul>	
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>跡地が道路等の公共の場から目立たないよう、周辺の自然植生と調和した緑化措置を講じる。</li> </ul>	
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>潤いある自然景観をもたらす自然の水面は、できる限り保全・活用するよう努める。</li> <li>護岸等が生じる場合は素材、形態、配置、植栽等の工夫により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採跡地ができる限り道路等の公共の場から目立たないよう、道路の間に樹林を残すなどの工夫をする。</li> <li>伐採の面積は必要最小限とし、伐採後は植林に努める。</li> <li>地域を特色づけている樹木、生け垣等は伐採しない。伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共の場から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀<sup>へい</sup>を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。</li> </ul>	

【景観形成基準（古市金屋伝統的建造物群周辺地区）】

区分	項目	景観形成基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	規模及び位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面の位置の連続性など、隣接する建築物及び工作物や周辺景観との調和を図る。</li> <li>建築設備等は、道路等公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲の景観との調和を図る。</li> </ul>
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造は2階建を原則とする。</li> <li>屋根は入母屋又は切妻を原則とする。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは12m以下とし、周辺の建物から突出しない高さとする。ただし、文化財保護法に基づく登録有形文化財は適用除外とする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶、黒、白系を用い、伝統的建造物群周辺地区にふさわしい落ち着いたものとする。</li> <li>彩度の高い色は、原則禁止する。</li> <li>外壁の大部分に明度の低いものを使用することは原則禁止する。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は日本瓦（黒色系）またはこれに類するものを原則とする。</li> <li>外壁は白しっくい塗りまたはこれに類するものを原則とする。</li> <li>建具については、道路に面する部分又は望みできる部分は、木製あるいは黒褐色か黒のカラーサッシ又はこれに類するものを原則とする。</li> </ul>
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な維持管理が可能な範囲で、できるだけ多くの緑を確保する。</li> <li>植栽は、周辺の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。</li> <li>歴史的建造物の周辺にある屋外駐車場は、植栽等による修景措置を講じる等、歴史的景観や町並みの連続性に配慮する。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺住民や生活環境への影響を配慮し、閃光を発生するものなど過度の明るさや色彩の照明を用いない。</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為後の地形が、周辺の地形と著しく不調和とならないよう、行為前の地形をいかした構造及び形態とする。</li> <li>圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないように、形態や配置を工夫する。</li> <li>道路や敷地の形状を工夫し、ゆとりある空間の創出を図る。</li> <li>壁面や前面への植栽等、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>景観を阻害しないよう、電柱類の設置や架線に配慮する。</li> </ul>	
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>跡地が道路等の公共の場から目立たないように、周辺の自然植生と調和した緑化措置を講じる。</li> </ul>	
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>潤いある自然景観をもたらす自然の水面は、できる限り保全・活用するよう努める。</li> <li>護岸等が生じる場合は素材、形態、配置、植栽等の工夫により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採跡地ができる限り道路等の公共の場から目立たないように、道路の間に樹林を残すなどの工夫をする。</li> <li>伐採の面積は必要最小限とし、伐採後は植林に努める。</li> <li>地域を特色づけている樹木、生け垣等は伐採しない。伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共の場から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。</li> </ul>	

【景観形成基準（柳井駅前地区）】

区分	項目	景観形成基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	規模及び位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の交差点部分などは、可能な限りポケットパークやセミパブリック（半公共的）な空間を設け、植栽を施す。</li> <li>工作物は敷地内に納める。</li> <li>建築設備等は、道路等公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲の景観との調和を図る。</li> </ul>
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>階数は2階以上が望ましい。</li> <li>屋根は、傾斜屋根（三角屋根）にすることを基本とする。</li> <li>庇や窓及び玄関、風除室、下屋などに可能な限り傾斜屋根のデザインを取り入れる。</li> <li>都市計画道路柳井駅前線の前線に面する建築物の軒高、1階部分の高さ、窓や庇の高さは、可能な限り隣接の建築物に揃える。</li> <li>都市計画道路柳井駅前線の前線に面する建築物及び工作物の壁面の位置は、不揃いのないように合わせる。</li> <li>工作物は、街並みの調和に配慮したデザインとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁及び窓枠等は、薄茶、ベージュなど茶系統を基本とする。</li> <li>工作物については華美なものを避け、落ち着いたデザインのものとする。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>山並みなど自然風景、歴史文化を尊重し、全体的に統一感があり、落ち着いたまとまりのある素材とする。</li> <li>周囲の生活環境に配慮し、光沢のある素材はなるべく使わない。</li> </ul>
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な維持管理が可能な範囲で、建築物等の壁面や道路に面する敷地境界部分などできるだけ多くの緑や花の植栽を施す。</li> <li>植栽は、周囲の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺住民や生活環境への影響を配慮し、<sup>せんこう</sup>閃光を発生するものなど過度の明るさや色彩の照明を用いない。</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為後の地形が、周辺の地形と著しく不調和とならないよう、行為前の地形をいかした構造及び形態とする。</li> <li>圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないように、形態や配置を工夫する。</li> <li>道路や敷地の形状を工夫し、ゆとりある空間の創出を図る。</li> <li>壁面や前面への植栽等、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>景観を阻害しないよう、電柱類の設置や架線に配慮する。</li> </ul>	
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>跡地が道路等の公共の場から目立たないように、周囲の自然植生と調和した緑化措置を講じる。</li> </ul>	
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>潤いある自然景観をもたらす自然の水面は、できる限り保全・活用するよう努める。</li> <li>護岸等が生じる場合は素材、形態、配置、植栽等の工夫により周囲の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採跡地ができる限り道路等の公共の場から目立たないように、道路の間に樹林を残すなどの工夫をする。</li> <li>伐採の面積は必要最小限とし、伐採後は植林に努める。</li> <li>地域を特色づけている樹木、生け垣等は伐採しない。伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共の場から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。</li> </ul>	

## 景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト

### その1 建築物の建築等及び工作物の建設等【一般景観計画区域】

＜景観に配慮した点・デザイン等に工夫した点などを具体的・詳細に記述＞

---



---



---



---



---



---



---



---

項目	適合の チェック	景観形成基準
規模及び 位 置	<input type="checkbox"/>	・周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりすることのないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。
	<input type="checkbox"/>	・壁面の位置の連続性など、隣接する建築物及び工作物や周辺景観との調和を図る。
	<input type="checkbox"/>	・優れた眺望を有する視点場の周囲では、対象となる景観資源への眺望を妨げないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。
形態及び 意 匠	<input type="checkbox"/>	・山並みや瀬戸内海、田園など自然風景、歴史文化を尊重し、全体的に統一感があり、落ち着いてまとまりのある形態・意匠とする。
	<input type="checkbox"/>	・高さは周辺のまちなみと突出せず、背景となる山並みを遮らないよう配慮する。
	<input type="checkbox"/>	・優れた眺望を有する視点場の周囲では、視点場からの見え方に配慮するとともに、対象となる景観資源への眺望を妨げない形態・意匠となるよう配慮する。
色 彩	<input type="checkbox"/>	・基調となる色は彩度の低いものを基本とし、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられない程度の、ワンポイントの使用とする。
	<input type="checkbox"/>	・優れた眺望を有する視点場の周囲では、対象となる景観資源と調和した色彩を基調とする。
素 材	<input type="checkbox"/>	・山並みや瀬戸内海、田園など自然風景、歴史文化を尊重し、全体的に統一感があり、落ち着いてまとまりのある素材とする。
	<input type="checkbox"/>	・周辺の生活環境に配慮し、光沢のある素材はなるべく使わない。
敷 地 の 緑化措置	<input type="checkbox"/>	・適正な維持管理が可能な範囲で、できるだけ多くの緑を確保する。
	<input type="checkbox"/>	・植栽は、周辺の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。
照 明	<input type="checkbox"/>	・周辺住民や生活環境への影響を配慮し、 <small>せんこう</small> 閃光を発するものなど過度の明るさや色彩の照明を用いない。

## 景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト

その2 建築物の建築等及び工作物の建設等【重点景観計画区域（古市金屋伝統的建造物群保存地区）】

<景観に配慮した点・デザイン等に工夫した点などを具体的・詳細に記述>

項目	適合のチェック	景観形成基準
規模及び位置	<input type="checkbox"/>	・壁面の位置の連続性など、隣接する建築物及び工作物や周辺景観との調和を図る。
	<input type="checkbox"/>	・建築設備等は、道路等公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲の景観との調和を図る。
形態及び意匠	<input type="checkbox"/>	・建築物の構造は2階建とする。
	<input type="checkbox"/>	・道路に面する1階の軒先については、付近の伝統的建造物に倣い、調和のとれたものとする。
	<input type="checkbox"/>	・格子又は矢来の設置がふさわしい場合は、できるだけ設けるものとする。
	<input type="checkbox"/>	・門を設ける場合は、小屋根を持ったもので、その開口部を木製両開き戸若しくは引き戸とする。
	<input type="checkbox"/>	・工作物は、原則として伝統的な様式に倣い、調和のとれたものとする。
	<input type="checkbox"/>	・敷地割は、できる限り変更しない。
高さ	<input type="checkbox"/>	・最高の高さは12m以下とし、周辺の建物から突出しない高さとする。ただし、伝統的建造物群保存地区内の保存物件は適用除外とする。
色彩	<input type="checkbox"/>	・茶、黒、白系を用い、伝統的建造物群保存地区にふさわしい落ち着いたものとする。
素材	<input type="checkbox"/>	・屋根は日本瓦（黒色系）又はこれに類するものとする。
	<input type="checkbox"/>	・外壁は白しっくい塗り又はこれに類するものとする。
	<input type="checkbox"/>	・建具については、道路に面する部分又は望見できる部分は、木製あるいは黒褐色か黒のカラーサッシ又はこれに類するものとする。
敷地の緑化措置	<input type="checkbox"/>	・適正な維持管理が可能な範囲で、できるだけ多くの緑を確保する。
	<input type="checkbox"/>	・植栽は、周辺の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。
	<input type="checkbox"/>	・歴史的建造物の周辺にある屋外駐車場は、植栽等による修景措置を講じる等、歴史的景観や町並みの連続性に配慮する。
照明	<input type="checkbox"/>	・周辺住民や生活環境への影響を配慮し、 <small>せんこう</small> 閃光を発生するものなど過度の明るさや色彩の照明を用いない。

## 景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト

その3 建築物の建築等及び工作物の建設等【重点景観計画区域（古市金屋伝統的建造物群周辺地区）】

<景観に配慮した点・デザイン等に工夫した点などを具体的・詳細に記述>

項目	適合のチェック	景観形成基準
規模及び位置	<input type="checkbox"/>	・壁面の位置の連続性など、隣接する建築物及び工作物や周辺景観との調和を図る。
	<input type="checkbox"/>	・建築設備等は、道路等公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲の景観との調和を図る。
形態及び意匠	<input type="checkbox"/>	・構造は2階建を原則とする。
	<input type="checkbox"/>	・屋根は入母屋又は切妻を原則とする。
高さ	<input type="checkbox"/>	・最高の高さは12m以下とし、周辺の建物から突出しない高さとする。ただし、文化財保護法に基づく登録有形文化財は適用除外とする。
色彩	<input type="checkbox"/>	・茶、黒、白系を用い、伝統的建造物群周辺地区にふさわしい落ち着いたものとする。
	<input type="checkbox"/>	・彩度の高い色は、原則禁止する。
	<input type="checkbox"/>	・外壁の大部分に明度の低いものを使用することは原則禁止する。
素材	<input type="checkbox"/>	・屋根は日本瓦（黒色系）またはこれに類するものを原則とする。
	<input type="checkbox"/>	・外壁は白しゅくい塗りまたはこれに類するものを原則とする。
	<input type="checkbox"/>	・建具については、道路に面する部分又は望見できる部分は、木製あるいは黒褐色か黒のカラーサッシ又はこれに類するものを原則とする。
敷地の緑化措置	<input type="checkbox"/>	・適正な維持管理が可能な範囲で、できるだけ多くの緑を確保する。
	<input type="checkbox"/>	・植栽は、周辺の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。
	<input type="checkbox"/>	・歴史的建造物の周辺にある屋外駐車場は、植栽等による修景措置を講じる等、歴史的景観や町並みの連続性に配慮する。
照明	<input type="checkbox"/>	・周辺住民や生活環境への影響を配慮し、 <small>せんこう</small> 閃光を発生するものなど過度の明るさや色彩の照明を用いない。

## 景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト

### その4 建築物の建築等及び工作物の建設等【重点景観計画区域（柳井駅前地区）】

＜景観に配慮した点・デザイン等に工夫した点などを具体的・詳細に記述＞

---



---



---



---



---



---



---



---

項目	適合の チェック	景観形成基準
規模及び 位 置	<input type="checkbox"/>	・道路の交差点部分などは、可能な限りポケットパークやセミパブリック（半公共的）な空間を設け、植栽を施す。
	<input type="checkbox"/>	・工作物は敷地内に納める。
	<input type="checkbox"/>	・建築設備等は、道路等公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲の景観との調和を図る。
形態及び 意 匠	<input type="checkbox"/>	・階数は2階以上が望ましい。
	<input type="checkbox"/>	・屋根は、傾斜屋根（三角屋根）にすることを基本とする。
	<input type="checkbox"/>	・庇や窓及び玄関、風除室、下屋などに可能な限り傾斜屋根のデザインを取り入れる。
	<input type="checkbox"/>	・都市計画道路柳井駅前門の前線に面する建築物の軒高、1階部分の高さ、窓や庇の高さは、可能な限り隣接の建築物に揃える。
	<input type="checkbox"/>	・都市計画道路柳井駅前門の前線に面する建築物及び工作物の壁面の位置は、不揃いのないように合わせる。
色 彩	<input type="checkbox"/>	・外壁及び窓枠等は、薄茶、ベージュなど茶系統を基本とする。
	<input type="checkbox"/>	・工作物については華美なものを避け、落ち着いたデザインのものとする。
素 材	<input type="checkbox"/>	・山並みなど自然風景、歴史文化を尊重し、全体的に統一感があり、落ち着いたまとまりのある素材とする。
	<input type="checkbox"/>	・周辺の生活環境に配慮し、光沢のある素材はなるべく使わない。
敷 地 の 緑化措置	<input type="checkbox"/>	・適正な維持管理が可能な範囲で、建築物等の壁面や道路に面する敷地境界部分などにてできるだけ多くの緑や花の植栽を施す。
	<input type="checkbox"/>	・植栽は、周辺の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。
照 明	<input type="checkbox"/>	・周辺住民や生活環境への影響を配慮し、 <small>せんこう</small> 閃光を発生するものなど過度の明るさや色彩の照明を用いない。

## 景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト

その5 「開発行為」、「土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」、「水面の埋立て又は干拓」、「木竹の伐採」、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」

<景観に配慮した点・デザイン等に工夫した点などを具体的・詳細に記述>

区分のチェック	区分	適合のチェック	景観形成基準
<input type="checkbox"/>	開 発 行 為	<input type="checkbox"/>	・行為後の地形が、周辺の地形と著しく不調和とならないよう、行為前の地形をいかした構造及び形態とする。
		<input type="checkbox"/>	・圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないように、形態や配置を工夫する。
		<input type="checkbox"/>	・道路や敷地の形状を工夫し、ゆとりある空間の創出を図る。
		<input type="checkbox"/>	・壁面や前面への植栽等、周辺の景観との調和に配慮する。
		<input type="checkbox"/>	・景観を阻害しないよう、電柱類の設置や架線に配慮する。
<input type="checkbox"/>	土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/>	・跡地が道路等の公共の場から目立たないように、周辺の自然植生と調和した緑化措置を講じる。
<input type="checkbox"/>	水面の埋立て又は干拓	<input type="checkbox"/>	・潤いある自然景観をもたらす自然の水面は、できる限り保全・活用するよう努める。
		<input type="checkbox"/>	・護岸等が生じる場合は素材、形態、配置、植栽等の工夫により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
<input type="checkbox"/>	木 竹 の 伐 採	<input type="checkbox"/>	・伐採跡地ができる限り道路等の公共の場から目立たないように、道路の間に樹林を残すなどの工夫をする。
		<input type="checkbox"/>	・伐採の面積は必要最小限とし、伐採後は植林に努める。
		<input type="checkbox"/>	・地域を特色づけている樹木、生け垣等は伐採しない。伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。
<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<input type="checkbox"/>	・道路等の公共の場から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。

## 景観計画区域内における景観形成基準のチェックリスト

### その6 地区別の景観形成

地区該当の チェック	地区	適合の チェック	景観形成基準
<input type="checkbox"/>	柳井川沿い	<input type="checkbox"/>	・柳井川及び柳井川河川公園と調和した意匠・形態、色彩とする。
<input type="checkbox"/>	南 町	<input type="checkbox"/>	・柳井広域都市圏の中心地としてふさわしい建築物、工作物の形態・意匠とする。
<input type="checkbox"/>	琴石山、 三ヶ嶽周辺	<input type="checkbox"/>	・琴石山、三ヶ嶽を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
<input type="checkbox"/>	柳井港周辺	<input type="checkbox"/>	・海の玄関口にふさわしい形態・意匠、色彩とする。
<input type="checkbox"/>	茶臼山古墳 周 辺	<input type="checkbox"/>	・良好な眺望景観の保全のため、茶臼山古墳から見える建築物、工作物においては、周辺と調和した形態・意匠、色彩とする。
<input type="checkbox"/>	日積地区	<input type="checkbox"/>	・蔵のある景観をいかした形態・意匠、色彩とする。
<input type="checkbox"/>	伊陸地区	<input type="checkbox"/>	・氷室岳を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
<input type="checkbox"/>	氷室亀山神 社参道沿い	<input type="checkbox"/>	・伊陸天神祭の行われる参道としてふさわしい形態・意匠、色彩とする。
<input type="checkbox"/>	新庄地区	<input type="checkbox"/>	・柳井ウェルネスパーク及びやまぐちフラワーランドから見える建築物、工作物においては、周辺と調和した形態・意匠、色彩とする。
<input type="checkbox"/>	余田公民館 周 辺	<input type="checkbox"/>	・余田公民館を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
<input type="checkbox"/>	賀茂神社 周 辺	<input type="checkbox"/>	・賀茂神社を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
<input type="checkbox"/>	阿月集落	<input type="checkbox"/>	・阿月神明祭の行われる場所としてふさわしい形態・意匠、色彩とする。
		<input type="checkbox"/>	・明治維新の雰囲気を受け継いだ形態・意匠とする。
<input type="checkbox"/>	相の浦集落、 池の浦集落、 平郡東集落、 平郡西集落	<input type="checkbox"/>	・敷地内に地域を特徴づける石垣等がある場合は、これを保全・活用したものとする。
		<input type="checkbox"/>	・瀬戸内海の眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
<input type="checkbox"/>	大嶽周辺	<input type="checkbox"/>	・大嶽を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
<input type="checkbox"/>	大島・石神	<input type="checkbox"/>	・旧道沿いに点在する歴史的建造物及び周辺では、防災面に配慮しつつ、その雰囲気を受け継いだ形態・意匠とする。
<input type="checkbox"/>	大島瀬戸	<input type="checkbox"/>	・大島瀬戸を背景とする行為地においては、周辺と調和する形態・意匠、色彩とし、眺望景観を阻害しないよう、高さを工夫する。
<input type="checkbox"/>	月性関連 施設周辺	<input type="checkbox"/>	・明治維新の雰囲気を受け継いだ形態・意匠とする。
<input type="checkbox"/>	該当なし		

平成24年3月 作成

平成28年10月 改定

平成31年4月 改定

令和3年4月 改定